資料３－２

認知症疾患医療センターについて

１．認知症疾患医療センターとは

○ 認知症疾患医療センター（以下、「センター」という。）は、認知症患者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活するための支援の一つとして、都道府県及び政令指定都市が指定する医療機関に設置するもので、保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、専門医療相談、地域における医療機関等の紹介、認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応などを行う専門医療機関です。

２．設置基準・事業内容

○ センター事業は、国の「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」及び「愛知県認知症疾患医療センター指定要綱」に基づき実施するものであり、以下の設置基準を満たし、県が指定をした医療機関へ事業実施を委託しています。

＜設置基準（地域型）＞

・平日週５日の稼働を原則とし、週５日のうち、３日以上は認知症外来診療を実施。外来診療を実施しない日にあっては専門医療相談窓口を開設。

【専門医療に関すること】

・医療相談室（専門医療相談が実施できる専門の部門）を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備

・認知症専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした５年以上の臨床経験を有する医師（１名以上）

・臨床心理技術者（１名以上）、精神保健福祉士又は保健師等（２名以上、うち１名は常勤専従）

・血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制の確保

・CT の保有、MRI・SPECT が活用できる体制の確保

・認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応等が行うことができる一般病床と精神病床の確保（どちらかを有する場合、もう一方は活用体制の確保で可）

【地域連携の推進に関すること】

・地域での連携体制強化のための認知症疾患医療センター地域連携会議の設置運営（年１回以上）

・地域への認知症医療に関する情報発信、普及啓発、地域住民からの一般相談対応等

・認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等に対する研修の実施（年２回以上）

【診断後等支援に関すること】

・診断後の認知症の人や家族に対する相談支援や当事者等によるピア活動や交流会の開催

３．事業実施に係る令和４年度の委託金額予算単価（※）

ア　本体業務（地域型）

３，６２０千円／年

イ　診断後等支援業務（実施内容に応じて、上記アに加算が可能）

上記設置基準に定める人員配置に加え、

・常勤専従職員を配置した相談支援を実施：４，０００千円／年

・専任職員を配置した相談支援を実施：２，０００千円／年

・常勤専従の職員又は専任職員を配置せずに、当事者等によるピア活動や交流会を開催
：１，０００千円／年

※年度途中からの指定の場合、委託金額は上記金額に指定月数を乗じた額となります。
また、上記金額は令和４年度の委託金額予算単価です。
国の基準額及び県予算により、令和５年度指定分は金額が異なる場合があります。